

裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 霧島市長 中重 真一

上記審査請求人が令和 3 年 1 月 25 日に提起した、令和 2 年度介護保険料第 5 期督促処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人に対して令和 2 年度介護保険料納付通知書を送付しようとしたところ、審査請求人の住所及び居所等が不明だったため、令和 2 年 9 月 24 日付けで公示送達を行った。
- 2 1 の公示送達により審査請求人に対して賦課した令和 2 年度介護保険料のうち、第 5 期に係る介護保険料が滞納されたことから、処分庁は、審査請求人に当該滞納に対する督促状を送付することとし、〇〇に〇〇を確認した上で、令和 3 年 1 月 5 日付けで当該〇〇の住所宛に、審査請求人に対する当該督促状を送付した。
- 3 審査請求人は、令和 3 年 1 月 25 日付けで、霧島市長に対して、本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、令和 3 年 2 月 8 日付けの取消し通知書により、令和 2 年度介護保険料納付通知に係る公示送達の効力に疑義が生じたことを理由にこれを取り消しており、さらに、同通知に係る処分を前提として行った本件処分についても取り消している。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 督促状に税金の未納とあるが、何の所得による令和 2 年度の第 5 期のみについての「介護税」に対する督促状なのか不明である。
- (2) 同封の〇〇の通り、私儀は、〇〇であり、貴庁収納課より課税された同介護税の納付通知書は私儀の手元に届いておらず、また、納付期限として示されている令和 2 年 11 月 30 日に

については全く聞いてもいない上に、課税状況すら知らされていない。

- (3) 上記(2)に伴い督促手数料が発生するのはいかがなものかと思慮する。
- (4) ○○の身にあつて、課税されたことなど、これまで一切なく、何時の頃より課税対象に○
○の身の者も至るようになり得たのか、その根拠も示されていない。
- (5) 貴庁職員におかれては、悪意に満ちた己の言動を省みず、自分の公職の立場を守る為、他人を貶めようとする奴もいて、現在○○において、事件番号○○号○○事件で霧島市が原告として公判の準備中でもあるれば、その準備書面や証拠・証人で疎明する被告の当方でもあれば、その中で明確にさせたい。

理 由

- 1 審査請求書には、本件審査請求に係る趣旨が記載されていないため、審査請求人の主張が明確でない面もあるが、上記「審査請求人の主張」の内容を踏まえれば、本件処分を取り消すことを求める趣旨であるものと思料される。
- 2 しかし、上記「事案の概要」の4に記載しているとおり、処分庁は、令和3年2月8日付けで本件処分の前提となる賦課処分を取り消し、これに続く本件処分も取り消していることから、本件審査請求の対象となる処分が存在しない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月3日

審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。